## 平成十九年国土交通省令第八十号 地域公共交通の活性化及び再生に関する法

(平成十九年法律第五十九号) 及び地域公共交通地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

年政令第二百九十七号)の規定に基づき、並びにの活性化及び再生に関する法律施行令(平成十九 再生に関する法律施行規則を次のように定める。 同法を実施するため、 目 地域公共交通の活性化及び

第一章 総則(第一条―第九条の三)

第一章の二 基本方針 (第九条の四)

一節 地域公共交通計画の作成及び実施 地域公共交通計画の作成(第十条-第十条の二)

第三節 第二節 道路運送高度化事業 軌道運送高度化事業(第十一条 十四条) (第十五条 —第 第 2

第四節 海上運送高度化事業 十九条) 一十二条の二) (第二十条—第

第五節 鉄道事業再構築事業 第二十六条の二) (第二十三条

第七節 第六節 地域旅客運送サービス継続事業 鉄道再生事業(第二十七条—第三十 (第

第八節 貨客運送効率化事業(第三十六条の 三十三条―第三十六条の五の二) 六―第三十六条の十二)

第九節 地域公共交通利便增進事業(第三十 六条の十三―第三十六条の二十三)

第四 新地域旅客運送事業の円滑化 再構築方針の作成等(第三十六条の二 十四―第三十六条の二十七) (第三十

第五章 新モビリティサービス事業の円滑化 (第四十四条の二―第四十四条の五) 七条—第四十四条)

第六章 雜則 (第四十五条—第四十七条)

第 章 総則

公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下第一条 この省令において使用する用語は、地域 「法」という。) において使用する用語の例によ

(法第二条第二号ハの国土交通省令で定める者) は、道路運送法施行規則(昭和二十六年運法第二条第二号ハの国土交通省令で定め

> る福祉有償運送を行う者(同条第一号に規定す 輸省令第七十五号)第四十九条第二号に規定す る交通空白地有償運送を行う者を除く。) とす

第二条の二 法第二条第六号の国土交通省令で定 ものとする。 める措置は、次に掲げる措置のすべてを講ずる (法第二条第六号の国土交通省令で定める措置)

動を抑える効果が高く、かつ、低床化されてより優れた加速及び減速の性能を有し、振 いる等旅客が円滑に乗降できる構造の車両を

に該当するものを除く。) 及び車両の良好な一 旅客の乗降を円滑にするための措置(前号 走行環境を確保するための措置を講ずるこ

る措置は、前項各号に掲げる措置のいずれかを において軌道運送高度化事業を実施しようとす る場合の法第二条第六号の国土交通省令で定め (法第二条第六号の国土交通省令で定める運送 講ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、既設の軌道の路線

第三条 法第二条第六号の国土交通省令で定める サービスの質の向上)

第四条 財団法人及び協議会の構成員とする。 る特定非営利活動法人、一般社団法人又は る者は、地方公共団体、特定非営利活動促進法 達性の向上及び快適性の確保とする。 運送サービスの質の向上は、定時性の確保、 (平成十年法律第七号) 第二条第二項に規定す (法第二条第七号イの国土交通省令で定める者) 法第二条第七号イの国土交通省令で定め 般 速

第五条 る要件は、次に掲げる要件のうちいずれか二以1五条 法第二条第七号イの国土交通省令で定め 上の要件に該当することとする。

ること。

(法第二条第七号イの国土交通省令で定める要

第二条第七号イに規定する連節バスをいう。) いる等旅客が円滑に乗降できる連節バス(法 道路運送高度化事業(法第二条第七号イに 乗車定員百人以上であって、低床化されて

報を収集し、及び提供するシステムに対応し位置、発着時刻その他の運行状況に関する情 掲げる事業に限る。) の用に供する自動車の た機器が設けられたものであること。

三 走行円滑化措置(法第二条第七号イに規定 器が設けられたものであること。 する走行円滑化措置をいう。) に対応した機

兀 られたものであること(第一号に該当するも のを除く。)。 旅客の乗降を円滑にするための措置が講じ

(法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要

第六条 法第二条第七号ロの国土交通省令で定め る要件は、次の各号のいずれかに該当すること とする。

であること。 に規定する運行経路指示システムをいう。) 運行経路指示システム (法第二条第七号口

二 ICカード、クレジットカード、二次元コ 滑に支払うことができるものであること。 ードその他の方法を用いて運賃又は料金を円

三 道路運送高度化事業(法第二条第七号ロに のであること。 に必要な行為を効率的に行うことができるも 運行管理、充電その他の運送を実施するため 掲げる事業に限る。) の用に供する自動車の 3

(法第二条第八号の国土交通省令で定める措置) 認められるものであること。 る時間を含む。)の短縮に相当程度資すると 間(運送の申込みから運送の開始までに要す を活用することにより旅客の運送に要する時 前三号に掲げるもののほか、先端的な技術

第七条 法第二条第八号の国土交通省令で定める 措置は、次に掲げる措置のいずれかを講ずるも のとする。

いること。 より優れた加速の性能等を有する船舶を用

三 旅客の乗降を円滑にするための措置を講ず 二 より快適な船内設備等を有する船舶を用 ること。

他の利便性の向上を図るための措置を講ずる 航路の新設、再編又は運航計画の変更その

第八条 法第二条第八号の国土交通省令で定める サービスの質の向上) (法第二条第八号の国土交通省令で定める運送

達性の向上、快適性の確保及び利便性の向上と運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速 業構造の変更) (法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事

第九条 法第二条第九号ニの国土交通省令で定め る事業構造の変更は、 次に掲げるものとする。

重要な資産の譲渡及び譲受

結 限る。) に関する地方公共団体との協定の 当するものに限る。)を講ずるためのものに 二十九条の三第二項第一号に掲げる措置に該 スの提供方法の改善を図るための措置(法第 より現に提供されている地域旅客運送サービ の費用の負担その他の措置(旅客鉄道事業に 鉄道施設の整備及び維持管理に要する全て

定の方法 (法第二条第十一 号の国土交通省令で定める選

第九条の二 法第二条第十一号の国土交通省令で 定める方法は、公募とする。

2 う。)を示して行うものとする。 関する方針(次項において「実施方針」とい 前項の規定による公募は、当該公募の実施に

実施方針には、次に掲げる事項を定めるもの

一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する 旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路線等において現に実施されている一般乗合 地域旅客運送サービス継続事業を実施する

送(次号及び第八号において「継続旅客運一 前号の路線等において引き続き実施する運 送」という。)の内容

五四 地方公共団体による支援の内容 継続旅客運送を実施する者の要件

地域旅客運送サービス継続事業の実施予定

期間 継続旅客運送を実施する者の選定の方法 公募の期

(法第二条第十三号ハの国土交通省令で定める 関し地方公共団体が必要と認める事項

前各号に掲げるもののほか、

公募の実施に

第九条の三 法第二条第十三号ハの国土交通省令 する事業とする。 で定めるものは、 次に掲げる措置の実施を促進

るものを除く。) 二条第十三号ロ(2)に掲げるものに該当す ぎを円滑に行うための運行計画の改善(法第 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継

交通結節施設における乗降場の改善

三 旅客の乗継ぎに関する分かりやすい

の円滑化 コードの導入その他の運賃又は料金の支払 ICカード、クレジットカード又は二次元

る新たな車両又は自動車の 地域公共交通の利用者の利便の増進に資す

六 地域公共交通の利用者の利便の増進に資す る経営の改善に関する措置 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通

## 第一章の二 基本方針

の利用者の利便の増進に資する措置

保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関る地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確 (法第三条第二項第八号の国土交通省令で定め

第九条の四 令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な行条の四 法第三条第二項第八号の国土交通省 再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。 提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び 関する事項 国、地方公共団体その他の関係者の役割に 2

化に関する施策、観光の振興に関する施策そ 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正 他の関係する施策との連携に関する事項 第二章 地域公共交通計画の作成及び実施

(地域公共交通計画の作成の方法) 第一節 地域公共交通計画の作成

町村が共同して作成するものとする。 事業を実施しようとする路線の存する全ての市 る事項を定めようとするときは、当該鉄道再生 (地域公共交通計画に定める定量的な目標) 地域公共交通計画に鉄道再生事業に関す

第十条の二 法第五条第四項の国土交通省令で定 める定量的な目標は、次に掲げる事項に関する 目標とする。

地域旅客運送サービスに係る収支 地域旅客運送サービスの利用者の数

計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と」 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通 認める事項

地方公共団体の支出の額

地域旅客運送サービスの費用に係る国又は

第二節 軌道運送高度化事業

(軌道運送高度化実施計画の記載事項) 法第八条第二項第七号の国土交通省令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。 合には、当該事業に関する事項 地域公共交通計画に軌道運送高度化事業に 連して実施される事業が定められている場

> 運送事業を実施しようとする者が異なる場合 軌道整備事業を実施しようとする者と軌道 は、次に掲げる事項

軌道施設の使用料の額

軌道施設の使用料の収受方法

軌道施設の使用開始予定日及びその期間

軌道施設の管理の方法

る場合には、その事項 化事業の運営に重大な関係を有する事項があ 前二号に掲げるもののほか、軌道運送高度

(軌道運送高度化実施計画の認定の申請)

第十二条 法第九条第一項の規定により軌道運送 高度化実施計画の認定を申請しようとする者 通大臣に提出しなければならない。 は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交

氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

その代表者の氏名

び図面を添付しなければならない。 いては、前項の申請書には、次に掲げる書類及 送事業を実施しようとする者が異なる場合にお 軌道整備事業を実施しようとする者と軌道運 法第八条第二項各号に掲げる事項

書類 軌道施設の使用料の算出の基礎を記載した 軌道施設の使用契約書の写し

軌道施設に係る図面

3 由書を添付しなければならない。 る書類及び図面並びに同条第二項に規定する事 年内務省・鉄道省令)第一条第一項各号に掲げ 類及び図面のほか、軌道法施行規則(大正十二 第一項に規定する申請書並びに前項に掲げる書 第二項の規定の適用を受けようとするときは、 第一項の場合において、法第十条第一項及び

第十三条 法第九条第六項の規定により認定軌道 を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなけ する軌道運送高度化事業者は、次に掲げる事項 運送高度化実施計画の変更の認定を受けようと ればならない。 (軌道運送高度化実施計画の変更の認定の申請)

一 変更しようとする事項 (新旧の対照を明示 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって その代表者の氏名

2

2 を添付しなければならない。 すること。) 変更の理 項の申請書には、 次に掲げる書類及び図面

送高度化事業の実施状況を記載した書類

当該軌道運送高度化実施計画に係る軌道運

ち軌道運送高度化実施計画の変更に伴いその 内容が変更されるもの 前条第二項各号に掲げる書類及び図面のう

由書のうち軌道運送高度化実施計画の変更に書類及び図面並びに同条第二項に規定する事 伴いその内容が変更されるもの 軌道法施行規則第一条第一項各号に掲げる

3 出について準用する。 (申請書の送付手続) 前条第三項の規定は、 第一項の規定による提

第十四条 地域公共交通の活性化及び再生に関す 係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。 る法律施行令(以下「令」という。)第三条の 国土交通省令で定める事項(法第九条第三項に 申請者の資産及び信用の程度

事業の成否及び効果

道路管理者の意見

のを含む。)に及ぼす影響 道事業若しくは自動車運送事業(未開業のも 和二十六年法律第百八十三号)による自動車他の鉄道、軌道、索道又は道路運送法(昭

Ŧi. 事業の出願があるときは、その種類、 送法による自動車道事業若しくは自動車運送一付近における鉄道、軌道、索道又は道路運 申請者及び申請書の受付年月日 区間、

認定の許否に関する意見

(道路運送高度化実施計画の記載事項) 第三節 道路運送高度化事業

第十五条 法第十三条第二項第七号の国土交通省 する。 られている場合には、当該事業に関する事項と 送高度化事業に関連して実施される事業が定め令で定める事項は、地域公共交通計画に道路運

(道路運送高度化実施計画の認定の申請)

第十六条 法第十四条第一項の規定により道路運 通大臣に提出しなければならない。 送高度化実施計画の認定を申請しようとする者 は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交 2

は、その代表者の氏名

氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

添付しなければならない。 項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を 号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事 る規定の適用を受けようとするときは、 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げ一 法第十三条第二項各号に掲げる事項 同項各

3 規 よる提出について準用する。 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行 別第十四条第三項の規定は、 第一項の規定に

> 第十七条 法第十四条第七項の規定により認定道 とする道路運送高度化事業者は、次に掲げる事 路運送高度化実施計画の変更の認定を受けよう 項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しな (道路運送高度化実施計画の変更の認定の申請) ければならない。

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

すること。) 変更しようとする事項(新旧の対照を明示

三 変更の理由

2 載した書類を添付しなければならない。 計画に係る道路運送高度化事業の実施状況を記 前項の申請書には、当該道路運送高度化実施

か、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければ事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほ 各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる げる規定の適用を受けようとするときは、 ならない。 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲

4 出について準用する。 前条第三項の規定は、 第一項の規定による提

微な変更) (認定を要しない道路運送高度化実施計画 . の 軽

第十七条の二 法第十四条第七項ただし書に規定 する国土交通省令で定める軽微な変更は、 掲げるものとする。 次に

号から第七号までに掲げる事項の変更のう 高度化事業の実施に実質的な影響を及ぼさな ち、地番区域の名称の変更その他の道路運送 法第十三条第二項第一号、第二号又は第四

を国土交通大臣に提出しなければならない。 とする者は、次に掲げる事項を記載した届出書 一 法第十三条第二項第三号に掲げる事項の変 法第十四条第八項の規定による届出をしよう 更のうち、実施予定期間の六月以内の変更

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

二 変更した事項(新旧の対照を明示するこ

見聴取の方法) (法第十四条第四項の国土交通省令で定める意 ح

第十七条の三 法第十四条第四項の国土交通省令 送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 及び準特定地域における一般乗用旅客自動車 で定める意見聴取の方法については、特定地

定する」と読み替えるものとする。 成十九年法律第五十九号)第十四条第四項に規 域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平 うとする」とあるのは、「国土交通大臣は、 土交通大臣は、準特定地域における許可をしよ いて準用する場合を含む。)の規定により、国十四条の四第二項(法第十五条の二第二項にお この場合において、 号)第十条及び第十条の二の規定を準用する。 施行規則(平成二十一年国土交通省令第五十八 同令第十条第一項中「法第 地

路管理者に対する意見聴取の方法) (法第十四条第五項の国土交通省令で定める道

める道路管理者に対する意見聴取の方法につい第十八条 法第十四条第五項の国土交通省令で定 るものとする。 請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替え 請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申 可申請書等」という。)」とあり、及び「認可申 であり、かつ、その内容が」と、同令第三条第 く認可申請書に係る事項の記載がなされたもの く申請書(道路運送法施行規則第十四条に基づ 化事業につき規則第十六条又は第十七条に基づ づく認可申請書(」とあるのは「道路運送高度 る旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基 のは「申請書」と、同条第三項中「路線を定め 。)」と、「許可申請書又は認可申請書」とある る。) に係る事項の記載がなされたものに限る 書に係る事項」と、「限る。)」とあるのは「限 請書」とあるのは「)第四条に基づく許可申請 以下「規則」という。)第四条に基づく許可申 十六条又は第十七条に基づく申請書(」と、「。 する法律施行規則(以下「規則」という。)第 事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関運送事業につき」とあるのは「道路運送高度化 同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車 第七条の規定を準用する。この場合において、 第二条 (第三項を除く。)、第三条、第六条及び 和二十六年運輸省・建設省令第一号)第一条、 ては、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭 項中「許可申請書又は認可申請書(以下「許

路管理者の意見を聴く必要がない場合) (法第十四条第五項の国土交通省令で定める道

第十九条 法第十四条第五項ただし書の国土交通 する省令第五条の規定を準用する。この場合に い場合については、 省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がな いて、同条各号列記以外の部分中「道路運送 道路管理者の意見聴取に関

> えるものとする。 処分を受けたものとみなされること」と読み替 なされる」と、「当該処分」とあるのは「当該 のは「法第十五条の規定により道路運送法第十 十五条第一項の規定による処分に係る」とある のとみなされること」と、同条第三号中「法第 運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定 る」とあるのは「法第十五条の規定により道路 とみなされる」と、同条第二号中「法第四条第 号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定に 公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 五条第一項の規定による処分を受けたものとみ 「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたも による処分を受けたものとみなされる」と、 て」と、「に係る」とあるのは「を受けたもの よる処分を受けたものとみなされ、これによっ より道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三 より」とあるのは「法第十五条第一項の規定に 第一項又は第十五条第一項の規定による処分に 第十四条第五項」と、同条第一号中「法第四条 十九年法律第五十九号。以下「法」という。) 「法」という。) 第九十一条」とあるのは「地域 一項又は第十五条第一項の規定による処分に係 (昭和二十六年法律第百八十三号。以下

(海上運送高度化実施計画の記載事項) 第四節 海上運送高度化事業

第二十条 法第十八条第二項第六号の国土交通省 する。 られている場合には、当該事業に関する事項と 送高度化事業に関連して実施される事業が定め 令で定める事項は、地域公共交通計画に海上運

第二十一条 法第十九条第一項の規定により海上 交通大臣に提出しなければならない。 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土 運送高度化実施計画の認定を申請しようとする (海上運送高度化実施計画の認定の申請) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって その代表者の氏名

の六の二に規定する人の運送をする貨物定期 人の運送をする不定期航路事業の別 航路事業又は同法第二十条第二項に規定する (昭和二十四年法律第百八十七号) 第十九条 国内一般旅客定期航路事業、海上運送法

2 三 法第十八条第二項各号に掲げる事項 号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事 る規定の適用を受けようとするときは、同項各 前項の場合において、別表第二の上欄に掲げ

> 添付しなければならない 項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を

第二十二条 法第十九条第五項の規定により認定 うとする海上運送高度化事業者は、次に掲げる 事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し 海上運送高度化実施計画の変更の認定を受けよ (海上運送高度化実施計画の変更の認定の申請) なければならない。

二 変更しようとする事項 (新旧の対照を明 は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

三 変更の理由 すること。)

3 2 げる規定の適用を受けようとするときは、同項の場合において、別表第二の上欄に掲 載した書類を添付しなければならない。計画に係る海上運送高度化事業の実施状況を記 前項の申請書には、当該海上運送高度化実施

各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる

か、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければ事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほ 微な変更) (認定を要しない海上運送高度化実施計画の軽 ならない。

定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次第二十二条の二 法第十九条第五項ただし書に規 掲げるものとする。

高度化事業の実施に実質的な影響を及ぼさな ち、地番区域の名称の変更その他の海上運送 号から第六号までに掲げる事項の変更のう 法第十八条第二項第一号、第二号又は第四

3

2 を国土交通大臣に提出しなければならない。 とする者は、次に掲げる事項を記載した届出書 二 法第十八条第二項第三号に掲げる事項の変 法第十九条第六項の規定による届出をしよう 更のうち、実施予定期間の六月以内の変更 は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

(法第二十三条第一項の国土交通省令で定める 第五節 鉄道事業再構築事業 二 変更した事項 (新旧の対照を明示するこ

第二十三条 法第二十三条第一項の国土交通省令 で定める者は、次に掲げる者とする。

地域公共交通計画を作成した地方公共団 鉄道事業再構築事業に係る区間において

> 旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該 を経営しようとする者 鉄道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業

二 前号に掲げるもののほか、関係する都道府 県その他の地域公共交通計画を作成した地方 公共団体が必要と認める者

(鉄道事業再構築実施計画の記載事項)

第二十四条 法第二十三条第二項第八号の国土交 通省令で定める事項は、次に掲げる事項とす 地域公共交通計画に鉄道事業再構築事業に

事業の運営に重大な関係を有する事項がある 合には、当該事業に関する事項 前号に掲げるもののほか、鉄道事業再構築

関連して実施される事業が定められている場

場合には、その事項

(鉄道事業再構築実施計画の認定の申請)

第二十五条 法第二十四条第一項の規定により鉄 る者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国 道事業再構築実施計画の認定を申請しようとす 土交通大臣に提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあって その代表者の氏名

2 類を添付しなければならない。 る事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書 項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げ 掲げる規定の適用を受けようとするときは、同 前項の場合において、別表第二の二の上欄に 法第二十三条第二項各号に掲げる事項

規定は、前項の規定による書類の添付について 年運輸省令第六号)第二条第三項及び第四項 出について、鉄道事業法施行規則(昭和六十二 第四条第三項の規定は、第一項の規定による提 準用する。 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)

第二十六条 法第二十四条第五項の規定により認 ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 定鉄道事業再構築実施計画の変更の認定を受け 請書を国土交通大臣に提出しなければならな (鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請)

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

すること。) 変更しようとする事項 (新旧の対照を明

変更の理由

- 3 第一項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類同項各号に掲げる専項のほか、同表の中欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、第一項の場合において、別表第二の二の上欄ればならない。
- 用する。
  出及び前項の規定による書類の添付について準出及び前項の規定による書類の添付について準

微な変更) | | (認定を要しない鉄道事業再構築実施計画の軽|

実質的な影響を及ぼさない変更とする。 は第八号に掲げる事項の変更のうち、資金の内は第八号に掲げる事項の変更のうち、資金の内は第二号に掲げる事項の変更のうち、資金の内規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、

## 第六節 鉄道再生事業

変更した事項(新旧の対照を明示するこ

者) (法第二十六条第一項の国土交通省令で定める)

第二十七条 法第二十六条第一項の国土交通省令 地の地域公共交通計画を作成した地方公共団体 地の地域公共交通計画を作成した都道府県(当該地域公 第二十七条 法第二十六条第一項の国土交通省令

(鉄道再生実施計画の記載事項)

る。 通省令で定める事項は、次に掲げる事項とす 第二十八条 法第二十六条第二項第六号の国土交

は、当該事業に関する事項 て実施される事業が定められている場合に 地域公共交通計画に鉄道再生事業に関連し

は、その事項 | 一 前号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の | 2

第二項の規定により届出をしようとする者は、第二十九条 法第二十六条第三項及び第二十七条(鉄道再生事業の実施に係る協議開始の届出等)

臣に提出するものとする。次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

(鉄道再生実施計画の届出) 二 鉄道再生事業を実施しようとする路線

は、その代表者の氏名
氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

(鉄道再生実施計画の変更の届出)

第三十一条 法第二十六条第四項の規定により鉄

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって 変更しようとする事項 (新旧の対照を明示は、その代表者の氏名

三 変更の理由

2 前条第二項の規定は、前項の規定による提出

(鉄道再生事業における鉄道事業の廃止の届出) 第三十二条 法第二十七条第三項及び第五項の規定により鉄道事業の全部又は一部の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならた届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

一 廃止しようとする路線

三 廃止の予定日

四 廃止を必要とする理由

なければならない。
前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し

書類 一廃止しようとする事業の現況等を記載した

道事業法第二条第三項に規定する第二種鉄道一 廃止しようとする事業に係る鉄道線路を鉄

に法人にあって 過を記載した書類 種鉄道事業者との間の廃止に係る調整等の経書を国土交通大 事業者に使用させている場合には、当該第二

(地域旅客運送サービス継続実施計画の記載事第七節 地域旅客運送サービス継続事業

**第三十三条** 法第二十七条の二第二項第七号の国 する。

一 前号に掲げるもののほか、地域旅客運送サれている場合には、当該事業に関する事項継続事業に関連して実施される事業が定めら一 地域公共交通計画に地域旅客運送サービス

める者) (法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定事項がある場合には、その事項

ービス継続事業の運営に重大な関係を有する

省令で定める者は、次に掲げる者とする。 第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通

二 当該路線等における運送を実施させようと又は国内一般旅客定期航路事業を営む者路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する

認める者 計画を定めようとする地方公共団体が必要と 計画を定めようとする地方公共団体が必要と 府県その他の地域旅客運送サービス継続実施ニ 前二号に掲げるもののほか、関係する都道

申請) (地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の

第三十五条 法第二十七条の三第一項の規定により地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しまる。

地方公共団体の名称

類を添付しなければならない。 2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の中欄に掲げる書項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる書で、別表第三の二の上欄に 2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に 2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に 2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に 2 前項を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行 第三項の規定は、前項の規定は、第一項の規定に規則第十条第三項の規定は、第一項の規定に規則第十四条第三項の規定は、第一項の規定に

認定の申請)(地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の

第三十六条 法第二十七条の三第五項の規定によりればならない。

一地方公共団体の名称

変更しようとする事項(新旧の対照を明

続事業の実施状況を記載した書類を添付しなけれ、一次継続実施計画に係る地域旅客運送サービス継2 前項の申請書には、当該地域旅客運送サービー 変更の理由 すること。)

3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなけげる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類に掲げる規定の適用を受けようとするときは、に掲げる規定の適用を受けようとするときは、ればならない。

用する。 
 田する。 
 田する。 
 田する。 
 田する。 
 田する。

定り は、次に掲げるものとする。 書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更要と 書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更

質的な影響を及ぼさない変更の地域旅客運送サービス継続事業の実施に実の変更のうち、地番区域の名称の変更その他まで又は第五号から第七号までに掲げる事項まで入は第五号から第二号までに掲げる事項

の変更のうち、実施予定期間の六月以内事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内

、。届出書を国土交通大臣に提出しなければならな旧出書を国土交通大臣に提出しなければならなしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法第二十七条の三第六項の規定による届出を

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

と。) 変更した事項(新旧の対照を明示するこは、その代表者の氏名

(利害関係人等の意見の聴取)

| をする場合において、地方運輸局長は、その権第三十六条の三 法第二十七条の三第二項の認定

定する事項について利害関係人の申請があった地方運輸局長は、その権限に属する前項に規 を聴取することができる。 するものについて、必要があると認めるとき 限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要 利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見

定する事項について国土交通大臣の指示があっとき又は国土交通大臣の権限に属する同項に規 ばならない に対し、証拠を提出する機会が与えられなけれ て意見を聴取しなければならない たときは、利害関係人又は参考人の出頭を求め 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人

める道路管理者に対する意見聴取の方法) 意見の聴取を行う場合について準用する。 までの規定は、第一項又は第二項の規定による (法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定 道路運送法施行規則第五十五条から第六十条

第三十六条の四 法第二十七条の三第四項の国土 化及び再生に関する法律施行規則(以下「規送サービス継続事業につき地域公共交通の活性動車運送事業につき」とあるのは「地域旅客運 とあるのは「当該申請書」と読み替えるものと とあるのは 書等」という。)」とあり、及び「認可申請書 「許可申請書又は認可申請書(以下「許可申請かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中 請書に係る事項の記載がなされたものであり、 規則第三十五条又は第三十六条に基づく申請書 るのは「地域旅客運送サービス継続事業につき 第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業に は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条 がなされたものに限る。)」と、「許可申請書又る。)」とあるのは「限る。) に係る事項の記載 四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限 第四条に基づく許可申請書」とあるのは「)第 づく申請書 (」と、「。以下「規則」という。) 則」という。)第三十五条又は第三十六条に基 第八条までの規定を準用する。この場合におい する省令第一条から第三条まで及び第六条から の方法については、道路管理者の意見聴取に関 交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取 つき規則第十四条に基づく認可申請書(」とあ (道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申 同令第一条第一項中「路線を定める旅客自 「申請書」と、「当該許可申請書等」 第三十六条の六 法第二十七条の六第二項第六号

第三十六条の五 書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を める道路管理者の意見を聴く必要がない場合) (法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定 法第二十七条の三第四項ただし

> る法律(平成十九年法律第五十九号。以下 るのは「地域公共交通の活性化及び再生に関す たものとみなされること」と読み替えるものと と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受け 条の四の規定により道路運送法第十五条第一項 定による処分に係る」とあるのは「法第二十七 と」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規 のは「当該処分を受けたものとみなされるこ たものとみなされる」と、「当該処分」とある 項又は第十五条第一項の規定による処分を受け の規定による処分に係る」とあるのは「法第一 第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項 るのは「を受けたものとみなされる」と、同条 みなされ、これによって」と、「に係る」とあ 十五条第一項の規定による処分を受けたものと 項の規定による処分により」とあるのは「法第 条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一 分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十 る。この場合において、同条各号列記以外の部 意見聴取に関する省令第五条の規定を準用す する。 の規定による処分を受けたものとみなされる」 十七条の四の規定により道路運送法第四条第一 「法」という。)第二十七条の三第四項」と、同 聴く必要がない場合については、道路管理者の 二十七条の四の規定により道路運送法(昭和二 十六年法律第百八十三号)第四条第一項又は第 以下「法」という。)第九十一条」とあ 3

(申請書の送付手続)

第三十六条の五の二 第十四条の規定は、令第三 する。 条の国土交通省令で定める事項(法第二十七条 の三第二項に係るものに限る。)について準用

(貨客運送効率化実施計画の記載事項) 第八節 貨客運送効率化事業

項とする。 地域公共交通計画に貨客運送効率化事業に

の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事

場合には、その事項 事業の運営に重大な関係を有する事項がある 合には、当該事業に関する事項 関連して実施される事業が定められている場 前号に掲げるもののほか、貨客運送効率化

第三十六条の七 法第二十七条の七第一項の規定 (貨客運送効率化実施計画の認定の申請)

により貨客運送効率化実施計画の認定を申請し

ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 請書を国土交通大臣に提出しなければならな

氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

2 る事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書 項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げ 掲げる規定の適用を受けようとするときは、同 二 法第二十七条の六第二項各号に掲げる事項 前項の場合において、 別表第三の三の上欄に

(平成二年運輸省令第二十号) 第四条第三項並び第四項並びに貨物利用運送事業法施行規則 条第三項、鉄道事業法施行規則第二条第三項及 則第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項及 びに第十九条第二項の規定は、前項の規定によ 号)第四十五条第四項の規定は、第一項の規定 び貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二 による提出について、道路運送法施行規則第八 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規

により認定貨客運送効率化実施計画の変更の認第三十六条の八 法第二十七条の七第八項の規定 載した申請書を国土交通大臣に提出しなければ 定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記 ならない。

は、その代表者の氏名 変更しようとする事項(新旧の対照を明示

2

計画に係る貨客運送効率化事業の実施状況を記 前項の申請書には、当該貨客運送効率化実施 4

第一項の場合において、別表第三の三の上欄

微な変更) (認定を要しない貨客運送効率化実施計画 (の軽

第三十六条の八の二 法第二十七条の七第八項た だし書に規定する国土交通省令で定める軽微な 変更は、 次に掲げるものとする。

のうち、

類を添付しなければならない。 2

る書類の添付について準用する。

(貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請)

氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

すること。) 変更の理由

載した書類を添付しなければならない。

3 ればならない。 同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲 に掲げる規定の適用を受けようとするときは、 のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなけ げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類

4 用する。 出及び前項の規定による書類の添付について準 前条第三項の規定は、第一項の規定による提

運送効率化事業の実施に実質的な影響を及ぼ は第四号から第六号までに掲げる事項の変更 さない変更 法第二十七条の六第二項第一号、 地番区域の名称の変更その他の貨客 第二号又

法第二十七条の七第九項の規定による届出を 事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内 法第二十七条の六条第二項第三号に掲げる

届出書を国土交通大臣に提出しなければならな 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

しようとする者は、次に掲げる事項を記載した

二 変更した事項(新旧の対照を明示するこ ځ は、 その代表者の氏名

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の九 法第二十七条の七第三項の認定 を聴取することができる。 をする場合において、地方運輸局長は、その権 は、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見 するものについて、必要があると認めるとき 限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要

2 て意見を聴取しなければならない。 定する事項について国土交通大臣の指示があっ とき又は国土交通大臣の権限に属する同項に規 定する事項について利害関係人の申請があった たときは、 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規 利害関係人又は参考人の出頭を求め

ばならない。 に対し、証拠を提出する機会が与えられなけ 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人

める道路管理者に対する意見聴取の方法) 意見の聴取を行う場合について準用する。 までの規定は、第一項又は第二項の規定による (法第二十七条の七第六項の国土交通省令で定 道路運送法施行規則第五十五条から第六十条

第三十六条の十 法第二十七条の七第六項の国 率化事業につき地域公共交通の活性化及び再生 第八条までの規定を準用する。この場合におい 交通省令で定める道路管理者に対する意見聴 第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申 に関する法律施行規則(以下「規則」という。) 動車運送事業につき」とあるのは「貨客運送効 する省令第一条から第三条まで及び第六条から の方法については、道路管理者の意見聴取に関 て、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自

「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのはう。)」とあり、及び「認可申請書」とあるのは る事項の記載がなされたものであり、かつ、そ送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係 書又は認可申請書(以下「許可申請書等」とい の内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請 七又は第三十六条の八に基づく申請書(道路運 則第十四条に基づく認可申請書(」とあるのは 中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規 申請書」とあるのは「申請書」と、 れたものに限る。)」と、「許可申請書又は認可 とあるのは「限る。)に係る事項の記載がなさ 基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。)」 に基づく許可申請書」とあるのは「) 第四条に 請書(」と、「。以下「規則」という。)第四条 「貨客運送効率化事業につき規則第三十六条の 「当該申請書」と読み替えるものとする。 同条第三項

第三十六条の十一 を聴く必要がない場合については、道路管理者 三号。以下「法」という。)第九十一条」とあ 分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十 る。この場合において、同条各号列記以外の部 の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用す し書の国土交通省令で定める道路管理者の意見 める道路管理者の意見を聴く必要がない場合) (法第二十七条の七第六項の国土交通省令で定 法第二十七条の七第六項ただ

の規定による処分を受けたものとみなされる」 条の十の規定により道路運送法第十五条第一項 定による処分に係る」とあるのは「法第二十七 と」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規 のは「当該処分を受けたものとみなされるこ たものとみなされる」と、「当該処分」とある 項又は第十五条第一項の規定による処分を受け 十七条の十の規定により道路運送法第四条第一 の規定による処分に係る」とあるのは「法第1 第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項 るのは「を受けたものとみなされる」と、同条 みなされ、これによって」と、「に係る」とあ 十五条第一項の規定による処分を受けたものと 二十七条の十の規定により道路運送法(昭和二 項の規定による処分により」とあるのは「法第 条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一 る法律(平成十九年法律第五十九号。以下るのは「地域公共交通の活性化及び再生に関す 十六年法律第百八十三号)第四条第一項又は第 「法」という。) 第二十七条の七第六項」と、同 「当該処分」とあるのは「当該処分を受け 2

たものとみなされること」と読み替えるものと

(申請書の送付手続)

|第三十六条の十二 第十四条の規定は、 る 七第三項に係るものに限る。) について準用す の国土交通省令で定める事項(法第二十七条の

第三十六条の十三 法第二十七条の十四第二項第 七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げ る事項とする。 (地域公共交通利便増進実施計画の記載事項)

第九節 地域公共交通利便増進事業

いる場合には、当該事業に関する事項事業に関連して実施される事業が定められて 地域公共交通計画に地域公共交通利便増進

地域公共交通計画に都市機能の増進に必要 連携に関する事項が定められている場合に振興に関する施策その他の関係する施策との な施設の立地の適正化に関する施策、観光の 当該連携に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域公共交通 定める者) (法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で 項がある場合には、その事項利便増進事業の運営に重大な関係を有する事

| 国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とす||第三十六条の十四 法第二十七条の十四第四項の る。

県その他の地域公共交通利便増進実施計画を 前号に掲げるもののほか、関係する都道府 要と認める者 交通利便増進事業に関係を有する者として必 定めようとする地方公共団体が当該地域公共

(地域公共交通利便増進実施計画の公表)

第三十六条の十五 法第二十七条の十四第六項の 通利便増進実施計画に記載された事項の概要に業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交 を実施する区域、当該地域公共交通利便増進事 規定による公表は、地域公共交通利便増進事業 いて行うものとする。

報への掲載、インターネットの利用その他の適前項の規定による公表は、地方公共団体の公 切な方法により行うものとする。

| 第三十六条の十六 | 法第二十七条の十五第一項の 規定により地域公共交通利便増進実施計画の認 (地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請)

定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲 出しなければならない。 げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提

地方公共団体の名称

法第二十七条の十四第二項各号に掲げる

2 る事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書項のほか、同表の中欄に掲げ 掲げる規定の適用を受けようとするときは、 類を添付しなければならない。 前項の場合において、 別表第三の四の上欄に 同

3 則第十四条第三項及び鉄道事業法第四条第三項 業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定 道路運送法施行規則第八条第三項並びに鉄道事 の規定は、第一項の規定による提出について、 は、前項の規定による書類の添付について準用 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規

の申請) (地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定

第三十六条の十七 の変更の認定を受けようとする地方公共団体規定により認定地域公共交通利便増進実施計画 通大臣に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を国土交 法第二十七条の十五第五項の

地方公共団体の名称

すること。) 変更しようとする事項(新旧の対照を明

三 変更の理由

地域公共交通利便増進事業を実施しようとす

当該地域公共交通利便増進実施計画に係る

2 ない。 進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業の 実施状況を記載した書類を添付しなければなら 前項の申請書には、当該地域公共交通利便増

3 げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲 ればならない。 に掲げる規定の適用を受けようとするときは、 のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなけ 第一項の場合において、別表第三の四の上欄

4 出及び前項の規定による書類の添付について準 前条第三項の規定は、第一項の規定による提 用する。

画の軽微な変更) (認定を要しない地域公共交通利便増進実施計

第三十六条の十七の二 法第二十七条の十五第五 微な変更は、 項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽 次に掲げるものとする。

> 的な影響を及ぼさない変更 号まで又は第五号から第七号までに掲げる事 他の地域公共交通利便増進事業の実施に実質 項の変更のうち、地番区域の名称の変更その 法第二十七条の十四第二項第一号から第三

2 法第二十七条の十五第六項の規定による届出 内の変更

る事項の変更のうち、実施予定期間の六月以

法第二十七条の十四条第二項第四号に掲げ

をしようとする者は、次に掲げる事項を記載し た届出書を国土交通大臣に提出しなければなら 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は、その代表者の氏名

二 変更した事項(新旧の対照を明示するこ ځ

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の十八 法第二十七条の十五第二項 見を聴取することができる。 きは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意 を要するものについて、必要があると認めると の権限に属する道路運送法第九条第一項の認可 認定をする場合において、地方運輸局長は、そ

2 らない。 参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければ 通大臣の指示があったときは、利害関係人又は 規定する事項若しくは法第二十七条の十八第六 とき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に 定する事項について利害関係人の申請があった 止の命令若しくは許可の取消しについて国土交 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の停 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規

ばならない。 に対し、証拠を提出する機会が与えられなけ 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人

定める道路管理者に対する意見聴取の方法) 意見の聴取を行う場合について準用する。 までの規定は、第一項又は第二項の規定による (法第二十七条の十五第四項の国土交通省令で 道路運送法施行規則第五十五条から第六十条

第三十六条の十九 法第二十七条の十五第四項 おいて、同令第一条第一項中「路線を定める旅 聴取の方法については、道路管理者の意見聴取 客自動車運送事業につき」とあるのは から第八条までの規定を準用する。この場合に 国土交通省令で定める道路管理者に対する意見 に関する省令第一条から第三条まで及び第六条

則」という。)第四条に基づく許可申請書」と 請書」と読み替えるものとする。 申請書(以下「許可申請書等」という。)」とあ がなされたものであり、かつ、その内容が」 第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載 条の十七に基づく申請書(道路運送法施行規則 事業につき規則第三十六条の十六又は第三十六 申請書(」とあるのは「地域公共交通利便増進 動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可 請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自 る事項の記載がなされたものに限る。)」と、 事項」と、「限る。)」とあるのは「限る。) に係 あるのは「)第四条に基づく許可申請書に係る 条の十七に基づく申請書(」と、「。以下「規 則」という。) 第三十六条の十六又は第三十六 化及び再生に関する法律施行規則(以下「規 共交通利便増進事業につき地域公共交通の活性 「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申 同令第三条第一項中「許可申請書又は認可 「当該許可申請書等」とあるのは「当該申 及び「認可申請書」とあるのは「申請書」 2

定める道路管理者の意見を聴く必要がない場(法第二十七条の十五第四項の国土交通省令で

第三十六条の二十 を受けたものとみなされる」と、「当該処分」 条第一項又は第十五条第一項の規定による処分 第二十七条の十八の規定により道路運送法第四 同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第 とあるのは「を受けたものとみなされる」と、 のとみなされ、これによって」と、「に係る」 は第十五条第一項の規定による処分を受けたも 和二十六年法律第百八十三号)第四条第一項又 第二十七条の十八の規定により道路運送法(昭一項の規定による処分により」とあるのは「法同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第 する法律(平成十九年法律第五十九号。以下 あるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関 十三号。以下「法」という。)第九十一条」と 部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八 する。この場合において、同条各号列記以外の者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用 見を聴く必要がない場合については、道路管理 だし書の国土交通省令で定める道路管理者の意 とあるのは「当該処分を受けたものとみなされ 「法」という。)第二十七条の十五第四項」と、 項の規定による処分に係る」とあるのは「法 法第二十七条の十五第四項た

> を受けたものとみなされること」と読み替える れる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分 第一項の規定による処分を受けたものとみなさ ること」と、同条第三号中「法第十五条第一項 ものとする。 十七条の十八の規定により道路運送法第十五条 の規定による処分に係る」とあるのは「法第二

> > する協議)

再構築実証事業の運営に重大な関係を有する事

項がある場合には、その事項とする。

(交通手段再構築実証事業計画に係る同意に関

(申請書の送付手続)

第三十六条の二十一第十四条の規定は、令第三 条の国土交通省令で定める事項(法第二十七条 用する。 の十五第二項に係るものに限る。) について準

(聴聞の特例)

第三十六条の二十二 地方運輸局長は、法第二十 意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴法律第八十八号)第十三条第一項の規定による 聞を行わなければならない。 をしようとするときは、行政手続法(平成五年 する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令 七条の十八第六項の規定により、その権限に属 前項の停止の命令に係る聴聞の主宰者は、行

ればならない。加することを求めたときは、これを許可しなけ に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参 政手続法第十七条第一項の規定により当該処分

3 条の三の規定は、第一項の規定による聴聞を行 めて意見を聴取することができる。 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において 道路運送法施行規則第六十条の二及び第六十

う場合について準用する。

(共通乗車船券の届出)

の割引の届出をしようとする旅客運送事業者の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金第三十六条の二十三 法第二十七条の二十第一項 通大臣に共同で提出しなければならない。 事業者の氏名又は名称及び住所 共通乗車船券を発行しようとする旅客運送 次に掲げる事項を記載した届出書を国土交

六五四 事業者を代表する者の氏名又は名称 間、区間その他の条件 共通乗車船券を発行しようとする旅客運送 割引を行おうとする運賃又は料金の種類 発行しようとする共通乗車船券に係る期 発行しようとする共通乗車船券の発行価額 発行しようとする共通乗車船券の名称

第三十六条の二十四 法第二十九条の四第二項第 (交通手段再構築実証事業計画の記載事項) 再構築方針の作成等

六号の国土交通省令で定める事項は、

交通手段

2 第三十六条の二十五 法第二十九条の四第四項の 国土交通大臣に提出しなければならない。 条第二項各号に掲げる事項を記載した協議書を 協議の申出をしようとする再構築協議会は、同 規定により交通手段再構築実証事業計画に係る

事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類 項に規定する事項のほか、同表の中欄に掲げる掲げる規定の適用を受けようとするときは、同 を添付しなければならない。 前項の場合において、別表第三の五の上欄に

3 第三項の規定は、前項の規定による書類の添付 よる提出について、道路運送法施行規則第八条 規則第十四条第三項の規定は、第一項の規定に について準用する。 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行

意に関する協議) (交通手段再構築実証事業計画に係る変更の同

第三十六条の二十六 法第二十九条の四第七項に 段再構築実証事業計画の変更に係る協議の申出 おいて準用する同条第四項の規定により交通手 項を記載した協議書を国土交通大臣に提出しな をしようとする再構築協議会は、次に掲げる事 ければならない。

すること。) 変更しようとする事項(新旧の対照を明

2 状況を記載した書類を添付しなければならな 事業計画に係る交通手段再構築実証事業の実施 二 変更の理由 V 前項の協議書には、当該交通手段再構築実証

3 のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなけげる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類 同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲 に掲げる規定の適用を受けようとするときは、 ればならない。 第一項の場合において、別表第三の五の上欄

4 出及び前項の規定による書類の添付について準 前条第三項の規定は、第一項の規定による提

第三十六条の二十七 前章第五節の規定は法第二 用する場合について、前章第九節の規定は同条 (鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用) -九条の九において法第三章第五節の規定を準

> と読み替えるものとする。 公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」 針」と、第二十三条第一号及び第二号中「地方 中「地域公共交通計画」とあるのは「再構築方 において法第三章第九節(法第二十七条の十七 である地方公共団体」と、同条第二号中「地域 公共団体」とあるのは「再構築協議会の構成員 合において、第二十三条第一号、第二十四条第 する場合について、それぞれ準用する。この 一号並びに第三十六条の十三第一号及び第二号 及び第二十七条の十九を除く。)の規定を準 場

(新地域旅客運送事業計画の記載事項) 第四章 新地域旅客運送事業の円滑化

第三十七条 法第三十条第二項第六号の国土交通 その事項とする。 営に重大な関係を有する事項がある場合には、 省令で定める事項は、新地域旅客運送事業の運

(新地域旅客運送事業計画の認定の申請)

第三十八条 法第三十条第一項の規定により新地 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国 域旅客運送事業計画の認定を申請しようとする 交通大臣に提出しなければならない。

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

法第三十条第二項各号に掲げる事項

2 添付しなければならない。 項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を 号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事 る規定の適用を受けようとするときは、同項各 前項の場合において、別表第四の上欄に掲げ

3 添付について準用する。 五条第三項の規定は、前項の規定による書類 は、第一項の規定による提出について、第二十 第十六条第三項及び第二十五条第三項の規定

第三十九条 法第三十条第六項の規定により認定 事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し うとする新地域旅客運送事業者は、次に掲げる 新地域旅客運送事業計画の変更の認定を受けよ (新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申請) なければならない。

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示 すること。)

変更の理由

- 計画に係る新地域旅客運送事業の実施状況を記 載した書類を添付しなければならない。 前項の申請書には、当該新地域旅客運送事業
- 事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほ ならない。 か、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければ 各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる げる規定の適用を受けようとするときは、同項 第一項の場合において、別表第五の上欄に掲
- 十四条第三項において準用する場合を含む。) 十二条第三項(同令第二十三条第三項及び第1 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二 第一項の規定による提出について準

(認定を要しない新地域旅客運送事業計画の軽

第三十九条の二 法第三十条第六項ただし書に規 定する国土交通省令で定める軽微な変更は、 に掲げるものとする。 次

- 客運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさなち、地番区域の名称の変更その他の新地域旅 第五号又は第六号に掲げる事項の変更のう 法第三十条第二項第一号から第三号まで、
- 一 法第三十条第二項第四号に掲げる事項の変 法第三十条第七項の規定による届出をしよう 更のうち、実施時期の六月以内の変更
- を国土交通大臣に提出しなければならない。 とする者は、次に掲げる事項を記載した届出書 は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
- 変更した事項(新旧の対照を明示するこ

路管理者に対する意見聴取の方法 (法第三十条第五項の国土交通省令で定める道

第四十条 法第三十条第五項の国土交通省令で定 書」とあるのは「) 第四条に基づく許可申請書 下「規則」という。) 第四条に基づく許可申請 又は第三十九条に基づく申請書(」と、「。以 施行規則(以下「規則」という。)第三十八条 き地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 につき」とあるのは「新地域旅客運送事業につ 条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業 規定を準用する。この場合において、同令第一 条から第三条まで及び第六条から第八条までの ては、道路管理者の意見聴取に関する省令第一 める道路管理者に対する意見聴取の方法につい

> 長」と読み替えるものとする。 う。)」とあり、及び「認可申請書」とあるのは る事項の記載がなされたものであり、かつ、そ送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係 局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「限る 臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局 書又は認可申請書(以下「許可申請書等」とい の内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請 認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第 なされたものに限る。)」と、「許可申請書又は 。)」とあるのは「限る。) に係る事項の記載が に係る事項」と、「国土交通大臣又は地方運輸 「当該申請書」と、同令第六条中「国土交通大 「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは 十八条又は第三十九条に基づく申請書(道路運 あるのは「新地域旅客運送事業につき規則第三 三項中「路線を定める旅客自動車運送事業」と

路管理者の意見を聴く必要がない場合) (法第三十条第五項の国土交通省令で定める道

第四十一条 法第三十条第五項ただし書の国土交 十九年法律第五十九号。以下「法」という。)公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 送法(昭和二十六年法律第百八十三号。以下において、同条各号列記以外の部分中「道路運 ない場合については、道路管理者の意見聴取に 通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要が あるのは「当該処分を受けたものとみなされる 受けたものとみなされる」と、「当該処分」と 第一項又は第十五条第一項の規定による処分を 条第一項の規定による処分に係る」とあるのは みなされること」と、同条第三号中「法第十五 該処分」とあるのは「当該処分を受けたものと よる処分を受けたものとみなされる」と、「当 送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定に とあるのは「法第三十四条の規定により道路運 又は第十五条第一項の規定による処分に係る」 と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみ 処分を受けたものとみなされ、これによって」 第四条第一項又は第十五条第一項の規定による 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) より」とあるのは「法第三十四条の規定により 第一項又は第十五条第一項の規定による処分に 関する省令第五条の規定を準用する。この場合 「法第三十四条の規定により道路運送法第四条 なされる」と、同条第二号中「法第四条第一項 第三十条第五項」と、同条第一号中「法第四条 「法」という。)第九十一条」とあるのは「地域

第四十二条 第十四条の規定は、令第三条の国 るものに限る。)について準用する。 交通省令で定める事項(法第三十条第三項に係 (新地域旅客運送事業の運賃等の届出) (申請書の送付手続)

- 賃等の設定又は変更の届出をしようとする者第四十三条 法第三十一条第一項の規定により運 更) 届出書を提出するものとする。 次に掲げる事項を記載した運賃等設定 (変
- は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
- 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用す る路線又は航路
- 旧の対照を明示すること。) 額及び適用方法(変更の届出の場合には、 設定又は変更しようとする運賃等の種類、 新
- 兀 場合には、その条件 適用する期間又は区間その他の条件を付す
- 五. 実施予定日

第四十四条 法第三十一条第三項の規定による国 業のうち、次の各号に該当するものについて 土交通省令で定める方法は、新地域旅客運送事 (新地域旅客運送事業の運賃等の公示の方法等) 鉄道省令第三号)第八条第一項に規定する それぞれ当該各号に掲げる方法とする。 旅客鉄道事業 鉄道運輸規程(昭和十七年

- 規定する方法 鉄道省令第四号) 旅客軌道事業 第二条第二項及び第三条に 軌道運輸規程(大正十二年
- 四十四号)第四条第一項に規定する方法 運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第 一般乗合旅客自動車運送事業 旅客自動車
- Ŧi. 四に規定する方法 航路事業 海上運送法施行規則第二十一条の 十条第二項に規定する人の運送をする不定期 の運送をする貨物定期航路事業及び同法第二 海上運送法第十九条の六の二に規定する人

第七条に規定する方法

行規則 (昭和二十四年運輸省令第四十九号)

国内一般旅客定期航路事業

海上運送法施

2 るときは、当該変更に係る事項を実施しようと 項後段の規定に基づき運賃等の変更の届出を行 する日の少なくとも七日前にこれをしなければ い、同条第三項の規定に基づき運賃等を公示す ならない 新地域旅客運送事業者は、法第三十一条第一

こと」と読み替えるものとする。

第五章 新モビリティサービス事業の円

土

第四十四条の二 法第三十六条の二第二項第六号 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事 (新モビリティサービス事業計画の記載事項)

項とする。

- タを共有し、 係る事項 共団体その他の関係者が、その保有するデー なるデータ連携(公共交通事業者等、地方公 新モビリティサービス事業の実施に必要と 及び活用することをいう。)
- 二 新モビリティサービス事業と連携して実施 る事項 される事業がある場合には、当該事業に関す
- 三 前二号に掲げるもののほか、新モビリティ 項がある場合には、その事項 サービス事業の運営に重大な関係を有する事

第四十四条の三 法第三十六条の二第一項の規定 申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載 により新モビリティサービス事業計画の認定を した申請書を国土交通大臣に提出しなければな (新モビリティサービス事業計画の認定の申請)

- は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
- の申請) 二 法第三十六条の二第二項各号に掲げる事項 (新モビリティサービス事業計画の変更の認定
- 第四十四条の四 法第三十六条の二第四項の規定 ス事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書 更の認定を受けようとする新モビリティサービ を国土交通大臣に提出しなければならない。 により認定新モビリティサービス事業計画の変
- は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
- 一 変更しようとする事項(新旧の対照を明示 すること。)
- 変更の理由
- 2 実施状況を記載した書類を添付しなければなら ス事業計画に係る新モビリティサービス事業の 前項の申請書には、当該新モビリティサービ

画の軽微な変更) (認定を要しない新モビリティサービス事業計

第四十四条の四の二 法第三十六条の二第四項た 変更は、次に掲げるものとする。 だし書に規定する国土交通省令で定める軽微な

ビリティサービス事業の実施に実質的な影響のうち、地番区域の名称の変更その他の新モまで、第五号又は第六号に掲げる事項の変更 を及ぼさない変更 法第三十六条の二第二項第一号から第三号

届出書を国土交通大臣に提出しなければならな しようとする者は、次に掲げる事項を記載した 法第三十六条の二第五項の規定による届出を 項の変更のうち、実施時期の六月以内の変更一 法第三十六条の二第二項第四号に掲げる事

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

二 変更した事項(新旧の対照を明示するこ

(共通乗車船券の届出)

により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引第四十四条の五 法第三十六条の三第一項の規定 共同で提出しなければならない。 掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に の届出をしようとする旅客運送事業者は、次に

事業者の氏名又は名称及び住所 共通乗車船券を発行しようとする旅客運送 共通乗車船券を発行しようとする旅客運送

事業者を代表する者の氏名又は名称 割引を行おうとする運賃又は料金の種類 発行しようとする共通乗車船券の名称

発行しようとする共通乗車船券の発行価額

間、区間その他の条件 発行しようとする共通乗車船券に係る期

第六章

(権限の委任)

第四十五条 法第三章第二節から第九節まで及び 第四章から第六章までに規定する国土交通大臣 長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に委任 の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局

消しに係るもの る変更の認定及び同条第九項の規定による取 八項において準用する同条第三項の規定によ 法第九条第三項の規定による認定、同条第

取消しに係るもの(法第十三条第二項第四号 よる変更の認定及び同条第十項の規定による 第九項において準用する同条第三項の規定に 第一号の規定による出資若しくは貸付けを受 に掲げる事項として法第二十九条の二第一項 法第十四条第三項の規定による認定、同条

> 限る。) 第六号に掲げるものを除く。)に係るものに第一項の規定による認可(同令第一条第一項 事業に関する道路運送法第四条第一項の規定 掲げるものを除く。) 若しくは同法第十五条 年政令第二百五十号)第一条第一項第一号に による許可(道路運送法施行令(昭和二十六 計画に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送 ける旨が定められている道路運送高度化実施

三 法第十九条第三項の規定による認定、同条 第一号の規定による出資又は貸付けを受ける 取消しに係るもの(法第十八条第二項第四号 第七項において準用する同条第三項の規定に に係るものに限る。 旨が定められている海上運送高度化実施計画 に掲げる事項として法第二十九条の二第一項 よる変更の認定及び同条第八項の規定による

及び第八号に掲げるものを除く。) 九条の九において準用する場合を含む。)の おいて準用する場合を含む。)の規定による のに限る。) 定による届出(同令第七十一条第一項第七号 は同法第十六条第三項若しくは第十七条の規 二及び第六号に掲げるものを除く。)若しく 施行規則第七十一条第一項第一号、第五号の しくは第二項の規定による認可(鉄道事業法 第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若 許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、 の又は鉄道事業法第三条第一項の規定による られている鉄道事業再構築実施計画に係るも による出資若しくは貸付けを受ける旨が定め の九において準用する場合を含む。)の規定 第二十九条の二第一項第一号(法第二十九条 用する場合を含む。)に掲げる事項として法 第二項第五号(法第二十九条の九において準 規定による取消しに係るもの(法第二十三条 による変更の認定及び同条第八項(法第二十 において準用する法第二十四条第二項の規定 二十九条の九において準用する場合を含む。) よる変更の届出、法第二十四条第七項(法第 九において準用する場合を含む。)の規定に 認定、法第二十四条第六項(法第二十九条の 法第二十四条第二項(法第二十九条の九に に係るも

項、第三項及び第五項の規定による届出に係 法第二十六条第三項並びに第二十七条第二

六 法第二十六条第四項の規定による届出に係 るもの (鉄道事業法第十六条第三項後段の規

く。) に限る。)

号に掲げるものを除く。)

の規定による届出(同令第一条第一項第三 げるものを除く。)又は同法第九条第三項

(同令第一条第一項第二号及び第六号に掲

省令第二十一号) 第四十二条第一項第一号 自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸

八十三号)第三条の規定による許可(貨物

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第

に掲げるものを除く。)又は同法第九条第

一項の規定による認可(同令第四十二条第

一項第三号に掲げるものを除く。) 貨物利用運送事業法第三条第一項の規定

除く。)に係るものに限る。) く。) 又は同法第九条第三項の規定による届 号、第六号及び第二十五号に掲げるものを除 項の規定による認可(同令第一条第一項第一 のを除く。)、同法第九条第一項、第十五条第 送サービス継続実施計画に係るもの又は道路 項第五号に掲げる事項として法第二十九条の る取消しに係るもの(法第二十七条の二第一 条第七項において準用する同条第二項の規定 定、同条第六項の規定による変更の届出、 運送法施行令第一条第一項第一号に掲げるも 運送法第四条第一項の規定による許可(道路 付けを受ける旨が定められている地域旅客運 による変更の認定及び同条第八項の規定によ 一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二 二第一項第一号の規定による出資若しくは貸

の二第一項第一号の規定による出資若しくは二項第四号に掲げる事項として法第二十九条 よる取消しに係るもの(法第二十七条の六第による変更の認定及び同条第十一項の規定に 条第十項において準用する同条第三項の規定 のに係るものに限る。) 効率化実施計画に係るもの又は次に掲げるも 貸付けを受ける旨が定められている貨客運送 定、同条第九項の規定による変更の届出、 **足、同条第九項の規定による変更の届出、同 法第二十七条の七第三項の規定による認** 

則第七十一条第一項第一号及び第六号に掲 可、同法第七条第一項若しくは第十六条第 八号及び第九号に掲げるものを除く。) る届出(同令第七十一条第一項第七号、 項、第十七条若しくは第十八条の規定によ げるものを除く。)又は同法第十六条第三 一項の規定による認可(鉄道事業法施行規 第

施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるも 第十一条第一項の規定による認可(軌道法 軌道法第三条の規定による特許又は同法

若しくは第十五条第一項の規定による認可 に掲げるものを除く。)、同法第九条第一項 道路運送法第四条第一項の規定による許 (道路運送法施行令第一条第一項第一号

則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除定による届出に係るもの(鉄道事業法施行規

2、同条第六項の規定による変更の届出、同法第二十七条の三第二項の規定による認 (同令第一条第一項第三号に掲げるものを

係るものを除く。)又は同法第七条第三項、

のうち、それぞれ各号下欄に掲げるものに 六号上欄及び第二十四号上欄に掲げるもの 四十七条第一項の表の第十五号上欄、第十

四十六条第二項の規定による認可(同令第 る許可、同法第二十五条第一項若しくは第 掲げるものに係るものを除く。)、同法第二

十条若しくは第四十五条第一項の規定によ

条第一項の表の第二号上欄及び第三号上欄

に掲げるもののうち、それぞれ各号下欄に

るものに係るものを除く。)、同法第七条第 第四十七条第一項の表の第一号下欄に掲げ

による登録(貨物利用運送事業法施行規

一項の規定による変更登録(同令第四十七

イ 鉄道事業法第三条第一項の規定による許

による認定、法第二十七条の十五第六項(法 の九において準用する場合を含む。)の規定 法第二十七条の十五第二項(法第二十九条 下欄に掲げるものに係るものを除く。)

号上欄に掲げるもののうち、それぞれ各号

四号上欄、第六号上欄、第十七号上欄、第

-八号上欄、第二十三号上欄及び第二十四

第一項若しくは第四十六条第四項の規定に 第十一条、第二十五条第三項、第三十四条

よる届出(同令第四十七条第一項の表の第

第二十九条の九において準用する場合を含 九条の二第一項第一号 消しに係るもの(法第二十七条の十四第二項 第二十七条の十五第二項の規定による変更 準用する場合を含む。)において準用する法 条の十五第七項(法第二十九条の九において む。) の規定による変更の届出、法第二十 場合を含む。)に掲げる事項として法第二十 第五号(法第二十九条の九において準用する いて準用する場合を含む。)の規定による取 認定及び同条第八項(法第二十九条の九にお (法第二十九条の九に Ė

公共交通利便増進実施計画に係るもの又は次定により同項に規定する事項を記載した地域 条の九において準用する場合を含む。)の規 の、法第二十七条の十四第三項(法第二十九 出資若しくは貸付けを受ける旨が定められて に掲げるものに係るものに限る。) いる地域公共交通利便増進実施計画に係るも いて準用する場合を含む。)の規定による

行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるもの 二十二条ノ二の規定による許可又は同法第 項第七号及び第八号に掲げるものを除く。) 項の規定による届出(同令第七十一条第一 項、第十七条若しくは第二十八条の二第一 げるものを除く。) 又は同法第十六条第三 則第七十一条第一項第一号及び第六号に掲 十一条第一項の規定による認可(軌道法施 可、同法第七条第一項若しくは第十六条第 項の規定による認可(鉄道事業法施行規 軌道法第三条の規定による特許、同法第 鉄道事業法第三条第一項の規定による許

(同令第一条第一項第二号及び第六号に掲若しくは第十五条第一項の規定による認可 可(道路運送法施行令第一条第一項第一号道路運送法第四条第一項の規定による許 号に掲げるものを除く。) の規定による届出(同令第一条第一項第三 げるものを除く。) 又は同法第九条第三項 に掲げるものを除く。)、同法第九条第一項

基準に該当するものである場合又は当該事業 行規則第六十七条に規定する地方的な路線の 規定による事業の停止の命令若しくは許可の業の実施方法の変更の命令又は同条第六項の 合を除く。) が路線を定めて行うもの以外のものである場 取消し(当該事業に係る路線が道路運送法施 法第二十七条の十八第五項の規定による事

十一 法第二十七条の十八第七項において準用 る命令(道路運送法施行令第一条第一項第三 十一号に掲げるものを除く。) する道路運送法第四十一条第一項の規定によ

十二 法第二十七条の十八第七項において準用 る封印の取付け及び同条第四項の規定による 意及び同条第七項において準用する同条第四 登録識別情報の通知 する道路運送法第四十一条第三項の規定によ 法第二十九条の四第四項の規定による同

> 掲げるものに係るものに限る。) 項の規定による変更の同意に係るもの(次に

第一号に掲げるものを除く。) 鉄道事業法第七条第一項の規定による認 (鉄道事業法施行規則第七十一条第一項

認可(同令第一条第一項第二号及び第六号 に掲げるものを除く。) に掲げるものを除く。) 又は同法第九条第 項若しくは第十五条第一項の規定による (道路運送法施行令第一条第一項第一号 道路運送法第四条第一項の規定による許

掲げるものを除く。)に限る。) 行規則第七十一条第一項第七号及び第八号に は第十七条の規定による届出(鉄道事業法施 出に係るもの(鉄道事業法第十六条第三項又 法第二十九条の六第二項の規定による届 2

出に係るもの(道路運送法第九条第三項の規 るもの(次に掲げるものに係るものに限る。) 項第三号に掲げるものを除く。) に限る。) 定による届出(道路運送法施行令第一条第一 可又は同法第七条第一項の規定による認可 (鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第 法第三十条第三項の規定による認定に係 法第二十九条の七第二項の規定による届 鉄道事業法第三条第一項の規定による許

第三項の規定による変更の認定に係るもの-七 法第三十条第八項において準用する同条 軌道法第三条の規定による特許 号に掲げるものを除く。)

(次に掲げるものに係るものに限る。) 第一号に掲げるものを除く。)、同法第二十可(鉄道事業法施行規則第七十一条第一項・鉄道事業法第七条第一項の規定による認 十八条の二第一項の規定による届出 七条第一項の規定による認可又は同法第二 六条第一項若しくは第二項若しくは第二十

用する鉄道事業法第二十七条第一項の規定 の譲渡に係る部分に限る。)若しくは第一 十二条若しくは同法第二十六条において準 十二条ノ二の規定による許可又は同法第二 軌道法第十五条、第十六条第一項(軌道

十八 法第三十条第九項の規定による取消しに 係るもの(次に掲げるものに係るものに限

可 鉄道事業法第三条第一項の規定による許 同法第七条第一項の規定による認可

> 八条の二第一項の規定による届出 条第一項の規定による認可又は同法第二十 条第一項若しくは第二項若しくは第二十七 (鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第 号に掲げるものを除く。)、同法第二十六

軌道法第三条の規定による特許、

るものを除く。)は、運輸監理部長又は運輸支 局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわた 権限で次に掲げるもの(運輸監理部長と運輸支 局長に委任する。 前項の規定により地方運輸局長に委任された る部分に限る。)若しくは第二十二条ノニ

のに限る。) 行令第一条第四項第一号の権限のみに係るも 条第九項において準用する同条第三項の規定 による変更の認定に係るもの(道路運送法施 法第十四条第三項の規定による認定及び同

号又は第四条第六項の権限のみに係るものに の規定による変更の認定に係るもの(道路運 送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二

る。 条第二項第一号の権限のみに係るものに限 法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号 規定による変更の認定に係るもの(道路運送 又は貨物自動車運送事業法施行規則第四十二 び同条第十項において準用する同条第三項の 法第二十七条の七第三の規定による認定及

兀 含む。)において準用する法第二十七条の十 るものに限る。) くは第二号又は第四条第六項の権限のみに係 五第二項の規定による変更の認定に係るもの の九において準用する場合を含む。)の規定 (道路運送法施行令第一条第四項第一号若し (法第二十九条の九において準用する場合を による認定及び法第二十七条の十五第七項 法第二十七条の十五第二項(法第二十九条

Ŧi. の九において準用する場合を含む。) におい 定による自動車検査証の返納の受理及び自動 て準用する道路運送法第四十一条第一項の規 法第二十七条の十八第七項(法第二十九条

事業法第二十七条第一項の規定による認可 くは同法第二十六条において準用する鉄道 の規定による許可又は同法第二十二条若し 十五条、第十六条第一項(軌道の譲渡に係 3

及び同条第七項において準用する同条第二項二 法第二十七条の三第二項の規定による認定

提出するものとする。 貨物定期航路事業に係るもの(次号に掲げる 拠点を管轄する地方運輸局長 ものを除く。) 事業計画に記載された航路 第十九条の六の二に規定する人の運送をする 国内一般旅客定期航路事業及び海上運送法

四 前三号に掲げるもの以外のもの 当該事案 三 海上運送法第二十条第二項に規定する人の る営業所の所在地を管轄する地方運輸局長 運送をする不定期航路事業に係るもの 主た

車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定 による自動車検査証及び自動車登録番号標の

に係るものに限る。) 運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみ 法第三十条第三項の規定による認定(道路

限のみに係るものに限る。) (道路運送法施行令第一条第四項第一号の権 法第三十条第六項の規定による変更の認定

こうとドラニー マニュー・ニー 第五条第十二項、第六条第八項、第七条の二第 第五条第十二項、第六条第八項、第七条の二第 とができる。 輸局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うこ のは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運三項及び第三十六条の四第七項の助言に係るも 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、

第一項又は第二項の規定により権限を有する行 法第三十八条の規定による報告に係るものは、 準用する場合を含む。)の規定による命令及び 第二十八条第四項(法第二十九条の九において 第二十八条第三項(法第二十九条の九において 政庁も行うことができる。 準用する場合を含む。) の規定による勧告、法 (書類の提出) 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法

第四十六条 この省令の規定により提出すべき申 する行政庁に提出するものとする。 請書又は届出書は、前条の規定により権限を有

局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地方運輸 地方運輸局長であるときは、その書類は、次に 前項の申請書又は届出書に係る権限行政庁が

割により国内一般旅客定期航路事業を承継す法人若しくは合併により設立する法人又は分の合併又は分割に係るもの 合併後存続する る法人の主たる事務所の所在地を管轄する地 国内一般旅客定期航路事業を経営する法人

の関する土地を管轄する地方運輸局長(当該

を経由して提出しなければならない。 案に係るもの)は、それぞれ所轄地方運輸局長 送に係る第二種貨物利用運送事業のみに係る事 道運送」という。)のみに係る事案又は内航運 する鉄道運送(第七項及び第八項において「鉄 事業法施行規則第四十七条第一項第三号に規定 第七号に掲げるものにあっては、貨物利用運送 第二節及び前条第一項各号に掲げるもの(同項 提出すべき申請書又は届出書であって法第三章 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に 域を除く。)にわたるときは、当該事案の主 区域にあっては、神戸運輸監理部長の管轄区 第六項において単に「内航運送」という。) 六項において単に「外航運送」という。)又 七条第一項第十三号に規定する外航運送(第 該事案が貨物利用運送事業法施行規則第四十 事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域(当 として関する土地を管轄する地方運輸局長) に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄 は同項第一号に規定する内航運送(次項及び 8

3

地方運輸局長を経由して提出することができ送事業に係るものを除く。)は、それぞれ所轄 又は届出書(貨物利用運送事業法第二十二条第 の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書 二号に規定する外国人等による国際貨物利用運 前項に規定するもののほか、法及びこの省令

5 動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、 るものとする。 は運輸支局長。以下同じ。)を経由して提出す 主として関する土地を管轄する運輸監理部長又 支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案のが運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸 轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案 るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管 又は貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第 自家用有償旅客運送、一 べき申請書又は届出書であって一般乗合旅客自 一項第一号に規定する貨物自動車運送のみに係 この省令の規定により地方運輸局長に提出す 般貨物自動車運送事業

以上の運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域 る運輸支局長又は海事事務所長(当該事案が二 国際第二種貨物海上利用運送事業のみに係るも 期航路事業等、内航運送、外航運送又は外国人 べき申請書又は届出書であって国内一般旅客定 この省令の規定により地方運輸局長に提出す は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄す

地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長)を 経由して提出することができる。 にわたるときは、当該事案の主として関する土

業計画(貨物の集配に係るものに限る。)の変 外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者の事 支局長を経由して提出することができる。 の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸 更に係る事案に係るものは、それぞれ当該事案 用運送事業法第四十九条の二第三号に規定する 物利用運送事業に係る集配事業計画又は貨物利 する航空運送若しくは鉄道運送に係る第二種貨 べき申請書又は届出書であって貨物利用運送事 業法施行規則第四十七条第一項第十三号に規定 この省令の規定により地方運輸局長に提出す

きる。 る事業計画(貨物利用運送事業法施行規則第十 べき届出書(貨物自動車運送事業法第三条の許この省令の規定により地方運輸局長に提出す 長又は運輸支局長を経由して提出することがで れ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部 る。) の変更に係る事案に係るものは、それぞ 八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に限 可を受けている者が行うものに限る。) であっ て鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係

#### (申請書等の進達)

第四十七条 地方運輸局長は、前条第四項の規定 遅滞なく国土交通大臣に進達しなければならな により申請書又は届出書を受け付けたときは、

#### 則

日)から施行する。 この省令は、法の施行の日(平成十九年十月

(平成二〇年一〇月一日国土交通

(平成二十年十月一日) から施行する。 に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生 省令第八二号)

#### 省令第九七号) (平成二〇年一二月一日国土交通 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。 附 通省令第八七号) 則 (平成二六年一一月二〇日国土交

(平成二十六年十一月二十日) から施行する。 に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生 (平成二七年八月二五日国土交通

省令第六四号)

1 (施行期日)

行の日 施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生 |関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運 (平成二十七年八月二十六日) から施行

## 省令第九三号) (令和二年一一月二七日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、持続可能な運送サービスの 部を改正する法律の施行の日(令和二年十一月 公共交通の活性化及び再生に関する法律等の 提供の確保に資する取組を推進するための地域 二十七日)から施行する。

## 令第五五号) 則 (令和五年六月三〇日国土交通省

条第二号に掲げる規定の施行の日(令和五年七 月一日)から施行する。 に関する法律等の一部を改正する法律附則第一 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生

#### 令第七三号) 則 (令和五年九月二二日国土交通省 抄

係る部分

|条第二項にお||条第二項にお

(施行期日)

日 1関する法律等の一部を改正する法律の施行の この省令は、地域公共交通の活性化及び再生 (令和五年十月一日) から施行する。

#### 令第三号) (令和六年一月一九日国土交通省 抄

(施行期日)

係る部分 条第四項の届出.

条の二第二項条の二第二項 行規則第十五|行規則第十五 道路運送法第十五道路運送法施道路運送法施

掲げる事項

する書類

第一項各号に第二項に規定

同令第十四条|同令第十四条 いて準用する|いて準用する

第一条 この省令は、海上運送法等の一部を改正 日(令和六年四月一日)から施行する。 する法律(以下「改正法」という。)の施行の

# 別表第一(第十六条及び第十七条関係)

規定 第 法 道路運送法第四条道路運送法第道路運送法施 運送事業に係るも 第一項の許可(一 のに限る。)に係 般乗合旅客自動車 第四項の届出に係行規則第九条 道路運送法第九条道路運送法施道路運送法施 る部分 項 号に掲げる事第一項各号に 五条第一項各行規則第六条 掲げる事項 第一項各号に 第二項に規定 書類 行規則第九条 掲げる書類 する書類

> 第 法

条第三項の届出に 場合を含む。)の 号)第十五条第 条第一項 |道路運送法第九条||道路運送法施||道路運送法施 道路運送法第十五道路運送法施|道路運送法 み替えて適用する 項の規定により読 措置法(平成二十 性化に関する特別 業の適正化及び活 旅客自動車運送事 域及び準特定地域条第一項各号条第二項に規 道路運送法第十五道路運送法施道路運送法施 の三第三項の届出行規則第十条行規則第十条 認可に係る部分 における一般乗用に掲げる事項|定する書類 に係る部分 年法律第六十四 (特定地|行規則第十四|行規則第十四 号に掲げる事規定する書類の五第一項各の五第二項に 行規則第十五 行規則第十五

規定 別表第二 (第二十一 条及び第二十二条関係) 事項 書類

号に掲げる事規定する書類四条第一項各四条第二項に

する同令第十|する同令第十 において準用|において準用

条第一項の許可第二条第一項各号に 海上運送法第三海上運送法施行規則海 に係る部分 掲げる事項 揭号項第 則 げに各二条第規施送

	可に係る部分   事項	認十
表第三 (第三十条関係)  (株) (第三十条国本 (第三十	□ は	第 業 四 法 項 第 る
項	第四道路運送法第五条 第四道路運送法第五条 第三十五条及び第三十四条第二項合 第三十五条及び第三十四条第二項合 号に掲げる事項 号に掲げる事項 号に掲げる事項 子条第一項各 号に掲げを事業法施行規則 書類 六条第一項各 名号に掲げ施行規則 高書類 る書類 る書類 る書類 る書類 る書類 る書類 る書類 る書類 る書類 る	条第四項の届第三十三条第一項各事道事業法第十鉄道事業法施行規則鉄届出に係る部
正項各号に掲げる事の届出に係る部分項各号に掲げる事に係る部分項各号に掲げる事に発送法第三道路運送法施行規道路運送法第三道路運送法施行規道路運送法第三道路運送法施行規道路運送法第三道路運送法施行規道路運送法第三道路運送法施行規道路運送法第三道路運送法施行規道路運送法第一種の則第二十三条第一施行規則第二十三条第二項の則第二十三条第一施行規則第二十三条第二項の則第二十三条第一施行規則第二十三条第二項の則第二十三条第一施行規則第二十三条第二項の則第二十三条第一二項各号に掲げる事二十三条第二項各号に掲げる事二十三条第二項各号に掲げる事二十三条第二項各号に掲げる事二十三条第二項を第二項を開始する。	を	十道路運送法施行規道路運送 出則第十条第三項各 出則第十条第三項各

		Т	頁一第五の条七十二第法
大運送法第 上運送法第 上運送法第 日出に係る部分別	の 一条第三項の届出 一条第三項の届出 一条第三項の届出 一条第三項の届出 一条第三項の届出 一条の二第一項の 一条の一列の 一条の一列の 一条の一列の 一名の 一名の 一名の 一。 一。 一。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	海上運送法第六海上運送法施 海上運送法第八海上運送法施 海上運送法第八海上運送法施 海上運送法第八海上運送法施 海上運送法第八海上運送法施 海上運送法第八海上運送法施 海上運送法第八海上運送法施 海上運送法第八海上運送法施	に係る部分 号に掲げる事項条第一項の許可則第二条第一項の許可則第二条第一項
本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	<ul> <li>(内海上運送法施行規)</li> <li>(可)</li> <li></li></ul>	一   一   号に掲げる   に掲げる
る第施     る第施     号施       事一行     事二行     に行       項項規     現規     掲規       十施海	芳施   げ二施	号施 げ二施 号施 号施 に行 る第行 に行 に行 <u> </u>	各 規
六 行 上 条 規 運 第 則 送 二 第 法			る各二元 本書号第二元 本書号第規選 を表現選 を表現選 を表現選 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現
山 六 鉄	上 供 1	項一第八の条七十二	- 第 法 規 八 別
明に係る部分 出に係る部分 出に係る部分 出に係る部分	へ 発道 係第三 の の の の の の の の の の の の の	に 条 鉄 係 第 道 る 可 事 部 3	大条第二項の認   大条第二項の記   大条第二項の認   大条第二項の認   大条第二項の認   大条第二項の認   大条第二項の認   大条第二項の認
			大学・アラー は、
第二項各号に掲 期第三十四条 第二項において 第二項において 第二項において 第二項において 第二項において 第二項において 第二項において 第二項において	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	事項 規 鉄 権	本語   本語   本語   本語   本語   本語   本語   本語
第二項各号に 開期第三十四四 第二項を号に 第二項を号に 第二項を号に 第二項を号に 第二項を 第二項を 第二項を 第二項を 第二項を 第二項を 第二項を 第二項を	見別第三十二条 (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表)	頂 名号に掲げる 事業法施 掲げる	を
1 1-4	新祭!   南裏に	・ 1   加   粉     図   ろ   谷	一施鉄書 第 埋現規
	現事 及	を第 規 事 類 に 第 計 二 則 業 及 掲 二	大   大   大   大   大   大   大   大   大   大
定第		3 項第法 びげ項 系七十二第法 項二第八の条 t	130 121 13
初 の 一 、 対 の の 、 学	のも賃第軌 認のの一道 可に設項法	特許に係る部分の	る 八 鉄 部 条 道 分 の 事
部可に係る。) 定する のに限る。) 定する のに限る。) 事由 のに限る。) 事由 が可に係る部 でに係る部 でに係る部 でで、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	が可こ系る部のに限る。) のに限る。) のに限る。)	係 第 三 部 条	届 業        届 業
る。	部 <u>る運条</u> に第軌 規十道	分の	に第 係十 げ第規鉄 げ第第規数 事項 る一則道 る三 則道 項
オータ版 規一版	部 る 連第十九条第一項 現定する事項 事項 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		事 頃 弟 事   頃 現 弟 事   に 現 各 三 業   頃 各 ら 土 法   掲 号 号 土 法   掲
類 規 条 規 軌  書 に _ 規 軌	限 規 采 規 乳 青 正 弗 )	<b> </b>	1
す 二 第 法 定 第 第 法	す二第法 る項し	ド及掲一則道 にびび第第法 司図る各一施	2各六規事  型る各五規事
る項二施     す二二施       書に十行     る項十行       十の条七十二第	書に九行 由規刻	条面書号条行	<sup>1</sup> 号条則業 に第第法 類に第第法
に条道に条		系るにめ通第軌に限更関第載 る。。 の係る省二道係るにす一道 のる料令項法と。。 の係る項法	ルに限定関第軌分のも賃第軌 賃係るにす一道 認のの一道
高部 第一項送 分の認第 第一項の 新一項の 新一項の 新一項の 新一項の 新一項の 新一項の 新一項の 新	首格軍送去第四首格軍送去第五首格 「保る部分 に係るものに限 る。)の届出に に係るものに限 る。)の届出に 係る部分 係る部分	系の一項(運輸に第二項(運輸に係るものに限 関する料金の設定事項 に係るものに取列 に係るものに取列 に係るものに取列 に係るものに定項 に係るものに下列 に係るものに第二 に係るものに第二 は、第十一条軌道 に係るものに第二 は、第十一条軌道	ルに係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 に係る部分 になる。)の認可 に係る部分 になる。)の認可 になる。)の。 になる。)の。 になる。)の。 になる。)の。 になる。)の。 になる。 にな。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな
部	用	出に設て土一 認のの輸 項 原変に変 事項第 軌 事項第 軌	コルルルタ かつて宝々
事項 場ける事項 名 事項 名号に指げる事項 名 事項 名号に掲げる事項 名	日に規定は大統領	事項 規定する る の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
物采伝げ第施 号に	第 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	で 京 京 規 る 三 則 る 三 則 る 三 則	施 一 た に た た に た た た た も た に た れ に た ま の に れ の に れ の に の に の に の に の に の に の に の に の の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
類 規 条 行 路書 号 条 行 定 第 規 運類 に 第 規	重		定第第法
す 二 則 送 掲 一 則 る 項 第 法 げ 項 第	스		す二二施 る項十行

_1	4																																														=
分がる事項	の届出に係る部十四第二項に掲	五条の三第三項規則第十五条の	道路通送法第十道路通送法施行		面 ៕	規定	出に係る部分  に掲げる事項  三 第	又は第二項の届十三第一項各号十五	五条の三第一項  規則第十五条の  施 行	道路通送法第十道路通送法施行道路		書 領	           	事項 四 8	各号に掲げるる同	第十四条第一項いて	て準用する同令第一	出に係る部分   二第二項におい十五	五条第四項の屈規則第十五条の施 行規 則 第一	道路通送法第十道路通送法施行道路		臣 笋	第一	事項	四条第一項各号準田	用する同令第一	二項において準	五条第三項の届  規則第十五条第  施 行	道路運送法第十道路運送法施行道路		る事項 項	に係る部分  一項各号に掲げ	五条第一項の認規則第十四条第施 行	路運送法第十道路運送法施行道	事項	に係る部分 項各号に掲げる	条第六項の届出規則第十条第三	道路運送法第九道路運送法施行	書類	事項に担	に係る部分 項各号に掲げる九条	条第四項の届出規則第九条第一施行	道路運送法第九道路運送法施行道及	事項	各号に掲げ	条第三項の届出規則第九条第一	近路遊遊光客才   近路遊遊光方名
						す		条	規	诅	Ĭ	,	規定する	本第 二佰	四令 第十	準用す	一項にお	半条の一	1.規則第	1. 通过注	ずる言楽	室片で 季百里 は	第二頁こ見	十四久	用する 同	丁項において	4条第一	規則第	<b>四運送</b>	類	規定	各第二	規則	運送						焼定 する	本第二百	規則第	四運 送 法				
						凶	( <u> </u>						項	<u>坦</u> 一	第		+ +	- O.	) 条	; <i>iz</i>		١.		第	法		_	- 男						仏								久	+	+	=	第	; }
す	第二	写の届出に係る十条第一項各号行 規則第二章	· [ ]	手り	物制	類	する	二項	が見ま	頁の形見怪最二点彩第一頁子号厅 見 則 第一章治第十多第一章治肺不其具第二章治		利用							書類	自は対に	ころぎ	1. 第二頁	規則第	事業法	(物利用	定する書類	二項に	二項各号に掲げ又は第七	条第三		送事業	物自動	書類	規	号に掲げる事項五条	一項の認可に係第五条第一項各施 行 規 則	第九条第 事業法施行規則 運送	動車運送貨物自動車運送貨物					る事項 掲げる書類	号	則	業	1
		: +					書	に	. л . ј	上方	10.	軍								7	5 1	子 [	兀	施	運		規	条	項	第	法	車	\	る	項	第	法	車		_		B	791	に	第	法	:
严頂	各号に掲ける十	可に三十九条第一項	一百多美活放行共具复杂	广丘条 卷去拖亍見則有关	里送事貨物利用軍送事貨物 利用 軍	書類	す	二条第三	リスに第二	15年11年11日 15年11日 15年11日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日	子号又は第二十一 条第三	規則第二	五条業法施行規則第送事業法施	送事貨物利用運送事貨物 利用運	書類	規定する	号に掲ける事項十条第二項	中に二十条第一項各行 規 貝 第二	月 芳 法	工厂参与面子見刊写会 事 冬 医面过事复物利用说过事复 物 利 戶 過	与勿刊用重送事旨勿刊用重送事旨 勿刊 用 重							る書類	各号に掲げ	項	許可に係る部分第一項各号に掲行規則第十	施	貨物利用運送事貨物利用運送事貨物利用運		前	垻		第		<u>+</u>		書	に規定す	号に掲げる事項四	届出に係る部分十四条第二項各行規則第	一条の業法施行規則第送 事業 法	
定 す	第二項	F 項 名 号	起了	川客七条第一去 包 亍	跌 道事 業 去 第 七 跌 道 事 業 去 施 亍 泆 道 事	<u>バ</u>	+	のののののののののののののののののののののののののののののののののののののの	る事類			第二項	に係る部分 掲げる事項 則第二	条第一項の許可条第一項各号に法施行	第三鉄道事業法第四鉄道事	事何	-	別表第三の匹(第三十六条の十六及ひ第三十六条	- 1	<b>ヹ</b> 月	<b>竹</b>	貝 -		<u> </u>		+		条   係る部分   書類	十一条の届出に	準用する同法第号に掲げる事項四条 第三	第一項において十四条第二項各行	業法	貨物利用運送事貨物利用運送事貨物利用	類		一条第	号項又は第	1十十一条第	第四項の届出に四十一条第二項行規則第四	(第送事業法	事貨物利用	書類	沈定す	係る部分 号に掲げる事項十条第二項	別期第	業法	100

(	1	事項 に係る部分 項各号に掲げる 条第三項の届出規則第八条第二 鉄道事業法第七鉄道事業法施行 図面
関する料金の変 第一項(運輸に第二十一条第一 限る。)の認可に 係る部分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	世十十十十 日本	特許に係る部分 一条第 類 道法第三条の 軌道法第三条の 軌道法
部分 項条号に掲 事項 事項 事項 男に掲 乗項 と	九     可四     底 反	皆 高 高 高 部 分 の 認 可 に 係 る 部 の の 認 可 の に の の の の の の の の の の の の の
第 選 十送 五法 条施 の行 則法道 書規第第すい	の 第 施 路 る に 条 令 用 お 第 第 施 路 書 規 第 第 施 路 る に 五 第 施 路 二 十 行 運 舞 規 第 第 す い 二 十 行 運 章 規 第 十 行 運	書類 に係る部分 項各号に掲げる則第九条 第四項の届出規則第九条第一法 施行 規 資路運送法第九道路運送法施行道路 運送

梅 げる事項 名	「	直路運送法第三道路運送法施行道路運送法第三道路運送法施行道路運送法施行道路運送法施行道路運送法施行道路運送法施行道路運送法施行道路運送法施行道路運送法施行道路運送法施行道路運送	正条の三第三項規則第十五条の 田出に係る部分 第一項各号に掲 がる事項 一項の規則第二十五条 がる事項 がる事項 がる事項 がる事項 がる事項 がる事項 がる事項 がる事項 がる事項 がる事項	の届出に係る部五第一項各号に条の五第 一項規則第十五条の法施行道路運送法第十道路運送法施行道路運送 一項規則第十五条の法施行道路運送 世に係る部分に掲げる事項 条の十三 第三項に 第三項に 第三項に
	「日本学生」	掲げる事項 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	八海上運送法施行         5次海上運送法施行         6次海上運送法施行         5次海上運送法施行         6         6         6         6         6         6	七
第 四条第一項の五条第一項各規則第六条第一 部分 項 書類 上 部分 項 書類 上 部分 項 書類	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	部分 掲げる事項 類及び図面   1	条第三項の届規則第二十三条に係る部分 各号又は第二十二条に係る部分 各号又は第二十二条 二条の三各号に 掲げる事項 掲げる事項 おかける おいま は かいま	の届出に係る部各号に掲げる事項 の届出に係る部号又は規則第十五条各 か上運送法第十海上運送法施行 力条の五第二項規則第二十条 の届出に係る部号又は第二十条 の二各号に掲げる事項 の二各号に掲げる事項
第大上上(本)(本)(本)(本)(お)(本)(本)(本) </td <td>(野道事業法第鉄道事業法施行) (野道事業法第鉄道事業法施行) (おびずる書類及びが、 (おびずる書類及びがのでである。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる)といる。 (なびずる)と</td> <td>に係る部 第一項の 第 8 第 8 第 第 第 第 第 第 第 8 第 8 8 8 8 8 8</td> <td>別表第四(第三十八条関係) </td> <td>日本の登七十九条の二規則第五十一条 「路運送法第道路運送法施道路運送法施行 「お運送法第道路運送法施道路運送法施行 「お運送法第道路運送法施道路運送法施行 「おす」「「「大き」」「「大き」」「大条第一項行規則第十四規則第十四条第 一項各号に項に規定する 「おける事項」書類 「おける事項」書類 「おける事項」書類 「おり」「「大き」で規定する 「おり」「大き」で規定する 「おり」「大き」で規定する 「おり」「大き」で規定する 「おり」「大き」では、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 におりる事で、 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 にしる。 にいる。 にいる。 にしる。 にいる。 にいる。 にっる。 にいる。 にいる。 にっる。 にいる。 にいる</td>	(野道事業法第鉄道事業法施行) (野道事業法第鉄道事業法施行) (おびずる書類及びが、 (おびずる書類及びがのでである。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類及びがのでいる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる書類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる音類といる。 (おびずる)といる。 (なびずる)と	に係る部 第一項の 第 8 第 8 第 第 第 第 第 第 第 8 第 8 8 8 8 8 8	別表第四(第三十八条関係) 	日本の登七十九条の二規則第五十一条 「路運送法第道路運送法施道路運送法施行 「お運送法第道路運送法施道路運送法施行 「お運送法第道路運送法施道路運送法施行 「おす」「「「大き」」「「大き」」「大条第一項行規則第十四規則第十四条第 一項各号に項に規定する 「おける事項」書類 「おける事項」書類 「おける事項」書類 「おり」「「大き」で規定する 「おり」「大き」で規定する 「おり」「大き」で規定する 「おり」「大き」で規定する 「おり」「大き」では、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 における事項」書類 「は、 におりる事で、 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 においる。 にしる。 にいる。 にいる。 にしる。 にいる。 にいる。 にっる。 にいる。 にいる。 にっる。 にいる。 にいる

	項一第	条五十	上三 第	法													項	_	第彡	条 匹	1 十	三	第	法工	頁 一
部分		ਜ਼	見 各号に掲げる 見第二条第	上運送法施	に 掲 ば	第十四条符	準用する同第二項にお	五条第四項規則第十二	道格軍送法第道格軍送法施丁道格軍送法施丁の書類	に掲げる事項 第二項に規定 項 四条第一項各号同令第十四条 二	部分用する同令第十いて準用する	の届出に系る二項において準条第二項にお十五条第三項規則第十五条第行規則第十五	道路運送法第道路運送法施行道路運送法施	部分 る事項 定する書類	の認可に係る一項各号に掲げ条第二項に規一の認可に係る一項各号に掲げ条第二項に規	上 4 条 6 亍 見 川 6 上 送 法 施 行 道 路 運 送 法					坦	可に係る部掲げる事項	条第一項の条第一項各号に	'呂 -	する事由書第二項に規定
ける事項 現期第四十二条 期第四十二条 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	号に <u>掲</u> 掘 十一条 施 に	の事項 げる書領 現各号に掲げ四十条第二	忍可ご系が予一頁を号こ曷が四十 条第二年の規則第四十条第施行 規則 第鉄道事業法第二鉄道事業法施行鉄道 事業法	掲げる書類	ずる事項  二項各号に認可に係る部分第一項各号に掲三十九条第	十六条第一項の規則第三十九条施行規則第	跌道事業法第二跌道事業法施行跌道事業 法 事項	に係る部分 項各号に掲げる	条第三頁の届出規則第八条第二鉄道事業法第七鉄道事業法施行	項二		面類及び書類及び	事項に規定す	に係る部分 項各号に掲げる七条第二	第 条第一項の認可規則第七条第一施 行規 則第一治 鐵道專業沒第七銀道專業沒辦行銀道 專業沒		第五(第三十			畐出こ系る各号又は第二十 十条第二項規則第二十二条 ──	海上運送法第海上運送法施行	る事項	係る部分 の二各号に掲げ	一項の届出に号又は第二十条一寸多の3隻共具第二十条名	十九条の五第規則第二十条各 第上運送法第海上運送法施行 法
		T)	古 一 学	· /X I	$\Pi \perp$																				
出 五 道 に 条 第 遅 る 四 送	出に係る		頁二 第	[条]		可	第 五条第一法 道路運送		頭の認可	する鉄道	法		係る部分	条ノ二の	軌道法第	部分	条の認可		項:		条	可	1.7	<b>確</b> 6	第 軌 道 法
田に係る部分 二第二 五条第四項の届規則第 て準用 で準用	田に係る部分 二項に出に係る部分 二項に	五条第三項の足道路運送法第七	頁 二 第	, 条		可に係る部分	五条第一項の認道路運送法第十	部分には	頃の認可に係る    第二十七条第一  事項	リリック リックス リックス リックス アイス リップス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ	法第二十六軌道			条ノ二の許可に第二十	Ϊ	部分定する	条の認可に係る第二十	軌道法第二十二	坦 -		· 	可	に限る。)の	譲渡に係る部	
に掲げる事項 令第十四条第一項いて準用 位準用する同令第二項に が一番が 一第二項におい十五条の が一方の 一第二項におい十五条の が一方の 一第二項におい十五条の 一第二項におい十五条の 一等二項におい十五条の 一字二次によい十五を 一字二次によい十五を 一字二次によい十五を 一字二次によい十五を 一字二次によい十五を 一字二次によい十五を 一字二次によい十二を 一字二次によい十二を	四条第一項各号準用する用する同令第十項において準十五条第一項において進十五条第一項において進十五条第一項において進十五条第一項において進十五条第一項において進十五条第一項に対しては、	五条第三項の届規則第十五条第施 行 規道路運送法第十道路運送法施行道 路 運	頁 二 第		る事項項に規	可に係る部分 一項各号に掲げ十四条第	五条第一項の道路運送法第	部分	事項	する鉄道事業法項各号に掲げる七条第二項条において準用第二十七条第一規則第二十	法第二十六軌道法施行規則軌道	番 に 類 規	項及び第二項に八	可に第二十八条第一規則	十二軌道法施行規則軌	正する事項 一六	第二十六条に規規則第	軌道法第二十二軌道法施行規則軌道法		-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	可に係る部分	に限る。) の許 各号に	譲渡に係る部分 五条第一大人東近の	第一頁 (釚

			項二第条
出に係る部分出に係る部分	に係る部分 保の五第二項の届出に係る部分	上運送法第十 上運送法第十 上運送法第十 上運送法第十 をの五第一項の認	一条上運送法第一項の届出に係る部分 一条第二項の届出に係る部分 一条第二項の届出に係る部分 一条第二項の届出に係る部分 一条第二項の届出に所る部分 一条第二項の届出に対象第二項の届出に所る部分 一条第二項の届出に対象が一項の認
再	ける   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	展	る事項各 一項第十二 一項第十二 一項第十十六条 事項各 一項等十十六条 一項等十十六条 一項条 一項条 一項条 一項条 一項条 一項条 一項条 一項
3 3,0 13		げ項十施海	「項十施海   「項十施海   「項十施海   「項十施海   「項十施海   「項十   「項 + 「